



埼玉県報

第304号
令和4年(2022年)
4月19日
火曜日

目次

告示

- 令和4年度狩猟免許試験並びに適性試験及び更新講習の実施（みどり自然課）
- 令和4年度埼玉県ふぐ調理師試験（食品安全課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま中央土地改良区の役員就任届（さいたま農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 特定計量器定期検査（集合検査）（計量検定所）
- 特定計量器定期検査（県の巡回検査）（計量検定所）
- 特定計量器定期検査（指定定期検査機関の巡回検査）（計量検定所）
- 県道さいたま幸手線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県庄和浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）

告示

埼玉県告示第三百九十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期日	会場	提出期限
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和四年七月十三日（水）	埼玉県民活動総合センター	令和四年六月三十日（木）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和四年七月二十日（水）	埼玉県民活動総合センター	令和四年六月三十日（木）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和四年八月七日（日）	埼玉県民活動総合センター	令和四年六月三十日（木）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和四年九月三日（土）	埼玉県民活動総合センター	令和四年六月三十日（木）
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	令和五年一月二十八日（土）	埼玉県民活動総合センター	令和四年十二月二十一日（水）

ロ 受験資格

試験当日において、次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 県内に住所を有する者

(2) 法第四十条各号のいずれにも該当しない者

ハ 狩猟免許申請書の提出先

受験者の住所地を管轄する環境管理事務所

ニ 提出書類

(1) 狩猟免許申請書

(2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

○センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて納付すること。

へ 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理
技能試験	網猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに鳥獣の判別 わな猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに獣類の判別 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては、猟具の取扱 い、距離の目測及び鳥獣の判別

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。

ト 狩猟免許申請書の配布

狩猟免許申請書は、埼玉県ホームページ及び各環境管理事務において、令和四年五月二十七日から配布する。

チ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期 日	会 場	提出期限
令和四年七月一日（金）	三郷市文化会館	令和四年六月二十三日（木）
令和四年七月九日（土）	さいたま市民会館いわつき	令和四年六月二十九日（水）
令和四年七月二十三日（土）	埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設	令和四年七月十五日（金）
令和四年八月十日（水）	秩父地方庁舎	令和四年八月二日（火）
令和四年八月十八日（木）	深谷市花園文化会館 アドニス	令和四年八月九日（火）

ロ 対象者

次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 令和四年九月十四日に有効期限が満了となる狩猟免許を受けている者

ハ 狩猟免許更新申請書の提出先

狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地を管轄する環境管理事務所

ニ 提出書類

- (1) 狩猟免許更新申請書

- (2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受け

ている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ホ 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて納付すること。

へ 適性試験及び講習の科目

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理

ト 狩猟免許更新申請書の配布

狩猟免許更新申請書は、埼玉県ホームページ及び各環境管理事務所において、令和四年五月十七日から配布する。

チ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

告示

埼玉県告示第三百九十四号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号。以下「条例」という。）第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり行う。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験方法並びに試験期日及び試験会場

イ 学科試験

令和四年八月四日（木）

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館五〇一会議室

ロ 実技試験

令和四年八月九日（火）

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町二丁目五番地

国際学院埼玉短期大学

二 試験科目

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成十五年埼玉県規則第八十三号）第四条各号に掲げる試験科目

三 受験資格

条例第五条に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

令和四年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領に規定する受験願書等

ロ 試験手数料

一万八千四百円を受験願書等の提出時に納付すること。

ハ 出願期日及び提出場所

令和四年六月一日（水）午後一時半から午後四時まで及び同月二日（木）午前九時から正午まで

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県衛生会館五一一会議室

ニ 受験願書等の提出方法

提出場所へ直接持参すること。郵送による提出は認めない。

五 令和四年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領及び受験願書の交付場所

埼玉県保健医療部食品安全課及び埼玉県各保健所

さいたま市保健福祉局保健部食品・医薬品安全課及びさいたま市保健所（大宮市場内の食品衛生課市場監視係を含む。）

川越市保健所

川口市保健所

越谷市保健所

六 合格発表

令和四年九月九日（金）午前九時に埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前

掲示板及び埼玉県保健医療部食品安全課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に郵送で可否を通知する。

告 示

埼玉県告示第三百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク春日部梅田店

埼玉県春日部市梅田二丁目二十一ー一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 駐車場台数及び建物図面等、開発関係図面と整合させてください。

(2) 周辺の生活環境の保持について、春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に基づく特定開発事業にて周知した近隣対策を、実行するようにしてください。

また、埼玉県生活環境保全条例による騒音・振動の規制基準値を遵守し、近隣の静穏保持に努めてください。

(3) 埼玉県生活環境保全条例に基づき、駐車場の利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知をしてください。（看板の設置二十台あたり一枚程度 等）

二 縦覧期間

令和四年四月十九日から令和四年五月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第三百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー新座店新築工事

埼玉県新座市北野三丁目百二十一番地三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

オーケー新座店へのアクセス道路は狭い道路が多く、現在でも車両のすれ違いが難しい道路がほとんどである。また、営業時間が近辺小学校等の通学時間とも重なっており十分な配慮及び店車両進入制限が必要と考えます。以下の点について対応して頂くようお願いいたします。

(1) 通学時間への配慮

近辺は東北小学校の通学路になっており、午前七時三十分から午前八時三十分は近辺で進入制限がかかっている道路もあるが、オーケーの営業時間は午前八時から、駐車場は午前七時三十分から利用開始となっている。通学時間帯での車両の進入が想定され、児童等の安全性が低下することが危惧される。車両でも同時時間帯での来店を厳に禁止すべく対応するべきである。

(2) 西側道路からの進入制限

店舗西側道路は二車線が確保されておらず、すれ違いが困難な場所も多い。計画上は、西側道路を南方向に進入し、店舗にアクセスすることは想定していないという説明であったが、実際は道路北側からの進入が増加し、歩行者等への影響、交通渋滞、近隣住宅への影響が危惧されるため、西側道路北側方向からの店舗への進入は禁止すべきである。

(3) 南側道路からの進入制限

南側道路（サンケン通り）は二車線確保されているものの、サンケン通りを東側から進入した場合、薬局前交差点は信号は設置されておらず、交差点に車両が集中し、右折が困難になり交通渋滞が発生するとともに、交差点近辺の歩行者・自転車等の安全性が低下することが危惧される。特に

週末や夕方の買い物時間等はその可能性が高いと考えるところ、サンケン通り東側から右折してのアクセスは禁止すべきである。

(4) ローソン百横道路からの進入制限

説明会では、警察との協議の結果、ローソン百東側道路からの進入は計画しないとのことであったが、実際は同道路を進入して来店する車両が多い発生するものと考えられる。同道路を使わないように周知するとの説明はあったが、効果はあまり期待できないものと考えられ、狭い交差点での車両の交差による渋滞の発生、歩行者等への危険性の増加が危惧される。このころ、店舗側は警察とも十分協議のうえ、同道路からの進入を阻止する効果的な方法をとるべきである。

(5) 必要な誘導員の配置

上記のとおり、近辺道路・交差点は店舗に進入するために増加する車両に十分対応できるだけのものではなく、児童や歩行者、自転車等の交通安全上のリスクの増加、また渋滞等により近隣住民への多大な影響が危惧される。店舗側としては、上記の道路の車両通行制限を行うとともに、同制限を担保すべく複数人の交通誘導員を営業時間内常時配置すべきである。

二 縦覧期間

令和四年四月十九日から令和四年五月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、さいたま中央土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	森田 栄治	埼玉県さいたま市見沼区大字膝子六百八番地一
監事	山崎 政広	同 同 同 東門前三百七十九番地

告 示

埼玉県告示第三百九十八号

令和三年埼玉県告示第九百七十八号で公示した公共測量は、令和四年三月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百九十九号

令和三年埼玉県告示第千三百三十七号で公示した公共測量は、令和四年三月三十一日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百号

令和三年埼玉県告示第千三百八十五号で公示した公共測量は、令和四年三月二十四日終了した旨測量計画機関である桶川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百一号

令和三年埼玉県告示第千百三十三号で公示した公共測量は、令和四年三月二十三日終了した旨測量計画機関である寄居町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百二号

令和三年埼玉県告示第七百八十三号で公示した公共測量は、令和四年三月三十一日終了した旨測量計画機関である本庄市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百三号

令和四年埼玉県告示第六十号で公示した公共測量は、令和四年三月三十一日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百四号

令和三年埼玉県告示第千三百三十九号で公示した公共測量は、令和四年三月二十四日終了した旨測量計画機関である草加市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五号

令和三年埼玉県告示第六百九十一号で公示した公共測量は、令和四年三月三十一日終了した旨測量計画機関である宮代町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百六号

令和三年埼玉県告示第千三百五十四号で公示した公共測量は、令和四年三月二十二日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年四月十九日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
東秩父村	令和四年五月二十四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	東秩父村役場前駐 車場
越生町	令和四年五月二十六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	越生町中央公民館 駐車場
戸田市	令和四年五月二十七日 同月二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	越生自然休養村セ ンター駐車場 戸田市役所南側駐 車場
蕨市	令和四年六月六日及び 同月七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	蕨市民会館駐車場
鳩山町	令和四年六月十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	鳩山町役場北側 （屋根付き）駐車 場

日高市	ときがわ町		飯能市	嵐山町	毛呂山町	滑川町	小川町		
令和四年七月一日	令和四年六月二十七日	令和四年六月二十二日から同月二十四日まで	令和四年六月二十一日	令和四年六月二十日	令和四年六月十六日	令和四年六月十五日	令和四年六月十三日及び同月十四日		
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで		
日高市役所車庫倉庫棟	ときがわ町役場本庁舎北側駐車場	飯能市役所駐車場	吾野地区行政センター駐車場	原市場地区行政センター駐車場	名栗地区行政センター駐車場	嵐山町健康増進センター西側駐車場	毛呂山町役場来客駐車場	滑川町コミュニティセンター駐車場	小川町役場北側公用車駐車場

吉見町	川島町	三芳町	鶴ヶ島市	入間市				
令和四年七月四日	令和四年七月五日	令和四年七月六日	令和四年七月七日	令和四年七月八日	令和四年七月十一日	令和四年七月十二日	令和四年七月十三日	令和四年七月十四日
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで								
吉見町役場駐車場	川島町コミュニテ イセンター前駐車 場	三芳町役場庁舎第 一駐車場	鶴ヶ島市役所駐車 場	藤沢公民館駐車場	宮寺公民館駐車場	金子公民館駐車場	西武公民館駐車場	東金子公民館駐車 場

		東松山市		坂戸市	
令和四年七月二十八日	令和四年七月二十七日	令和四年七月二十五日 及び同月二十六日	令和四年七月十九日 から同月二十一日まで	令和四年七月十五日	
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午後一時から三時 まで	午前十時から正午 まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	
大岡市民活動セン ター駐車場	唐子市民活動セン ター駐車場	野本市民活動セン ター駐車場	松山市民活動セン ター駐車場	坂戸市文化会館大 駐車場	豊岡配水場駐車場

告示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年四月十九日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が百五十キログラムを超え二百五十キログラム以下の電気式はかりを使用する者（ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する者を除く。）が使用するひょう量が二百五十キログラム以下の電気式はかり

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
東秩父村	令和四年五月二十四日から八月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を含む。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
越生町	令和四年五月二十六日から八月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
戸田市	令和四年六月一日から八月三十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
蕨市	令和四年六月六日から九月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

鳩山町	令和四年六月十日から九月九日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
小川町	令和四年六月十三日から九月十二日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
滑川町	令和四年六月十五日から九月十四日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
毛呂山町	令和四年六月十六日から九月十五日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
嵐山町	令和四年六月十七日から九月十六日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
飯能市	令和四年六月二十日から九月十六日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
ときがわ町	令和四年六月二十七日から九月二十六日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
日高市	令和四年七月一日から九月三十日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
吉見町	令和四年七月四日から十月三日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同

東松山市	坂戸市	入間市	鶴ヶ島市	三芳町	川島町
令和四年七月二十五日から十月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和四年七月十九日から十月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和四年七月八日から十月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年七月七日から十月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和四年七月六日から十月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和四年七月五日から十月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同	同

告示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和四年四月十九日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに掲げる非自動はかり（分銅及びおもりを含む。以下同じ。）

イ ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用している者 電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える機械式はかり

ロ ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用していない者であつて、ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかりを使用している者（ひょう量が百五十キログラムを超え、二百五十キログラム以下の電気式はかりを併せて使用する者を除く。） ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかり

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
東秩父村	令和四年五月二十四日から八月二十三日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を含む。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
越生町	令和四年五月二十六日から八月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
戸田市	令和四年六月一日から八月三十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

吉見町	令和四年七月四日から十月三日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
川島町	令和四年七月五日から十月四日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
三芳町	令和四年七月六日から十月五日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
鶴ヶ島市	令和四年七月七日から十月六日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
入間市	令和四年七月八日から十月七日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
坂戸市	令和四年七月十九日から十月十八日 まで(日曜日、土曜日及び休日を除 く。)	同
東松山市	令和四年七月二十五日から十月二十 四日まで(日曜日、土曜日及び休日 を除く。)	同

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
南埼玉郡宮代町和戸二丁目二五二番 五地先から同郡同町和戸二丁目二四 八番地先まで		区 間
二四・五四 二六・四〇	八・〇九 八・九〇	敷地の幅員 (メートル)
四〇・七八		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年四月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年二月二十二日

指令川建セ第〇二〇〇二一号

二 検査済証番号

令和四年四月十二日

川建セ第〇三〇二七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字津久根字矢崎百三十番七、百三十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字津久根百三十番地七

仲 政昭

告 示

埼玉県公営企業告示第十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年四月十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県庄和浄水場で使用する電気

予定使用電力量 19,462,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

令和4年7月1日（金）から令和5年8月31日（木）まで

(4) 需要場所

埼玉県春日部市新宿新田 100 番地 埼玉県庄和浄水場

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵便による入札も認める。

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額は含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額は含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する14か月間の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和3年埼玉県公営企業告示第9号）に基づき、業務区分「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：燃料類、小分類：電力」に登録された者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の

申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第 41 条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第 33 条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体において電力調達に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (9) 上記 1 (1) の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、令和 2 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同種同規模程度（1 年間あたり 13,700,000 キロワット時）以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (10) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (11) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵便、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒344-0113 埼玉県春日部市新宿新田 100 番地

埼玉県庄和浄水場総務部総務担当

電話 048-746-4411

電子メールアドレス n464411@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和4年5月24日（火）午前10時から令和4年5月26日（木）午後3時まで

イ 紙媒体の入札書を郵便、又は持参する場合

令和4年5月24日（火）午前10時から令和4年5月26日（木）午後3時まで（必着）

なお、入札書の郵便は書留郵便とすること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県庄和浄水場 令和4年5月27日（金）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年5月16日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を3(1)の提出場所に書留郵便、又は持参にて提出する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の

特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したものの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で、入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(直通)

(10) その他

詳細は、入札説明書等による。

本件入札は、対象となる調達に係る令和 5 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Syowa

Water Filtration Plant (estimated kWh: 19,462,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 3:00 p.m., May 26, 2022

By registered mail: 3:00 p.m., May 26, 2022

In person: 3:00 p.m., May 26, 2022

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Syowa Water Filtration Plant, Bureau of
Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

100 Shinshukushinden, Kasukabe-shi, Saitama-ken, 344-0113

Tel. 048-746-4411

E-mail n464411@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県選管告示第二十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和四年四月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和四年四月二十一日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 第二十六回参议院議員通常選挙について

イ 本庄市長選挙の審査申立てについて

ウ その他

告示

埼玉県選管告示第二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和四年四月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

旧	新	施設の開設主体及び名称	所在地
医療法人愛應会 院	医療法人愛應会 院	騎西クリニック病 院	埼玉県加須市日出安千三百十三番地 一